

令和6年度（2024年度）熊本県ふぐ処理師試験実地試験委員会設置要項

（設置）

第1条 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定に基づく試験の実施に関する事務を行うため、ふぐ処理師試験実地試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、熊本県健康福祉部健康危機管理課長をもって充てる。

3 委員は、熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境課課員をもって充てるほか、本県ふぐ処理師免許を保有している者で、かつ、ふぐ処理の業務経験を有する者のうちから、知事が依頼する。

4 委員の任期は、承諾の日から令和7年（2025年）3月17日（月）までとする。

（職務）

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- 1 受験者の合否判定基準等の設定
- 2 その他、試験の実施に伴う必要事項の決定

（委員長）

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（報償費）

第5条 委員が委員会に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者に対しては第1項に規定する報償費は支給しない。

4 第1項に規定する報償費の額は、「熊本県報酬及び費用弁償条例」の規定に基づき決定する。

（庶務）

第6条 委員会に関する庶務は、健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班において行う。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）10月22日から施行する。